

(仮称) 貫井地域集会所
開設に係る利用者説明会
資料

令和 7 年 5 月
地域振興課担当係(地域施設調整担当)

令和 7 年 5 月 31 日

(仮称) 貫井地域集会所開設に係る利用者説明会 次第

- 1 開設施設の概要について【資料 1】
- 2 団体登録の手続および施設利用の手続について【資料 2】
- 3 質疑応答

開設施設の概要について

（仮称）貫井地域集会所開設に係る利用者説明会資料

本資料の情報について

- ・令和7年5月31日現在の情報です。
- ・今後の工事の状況等により、開設予定日等が変更となる場合がございます。
- ・変更となった場合は、区HPにてお知らせします。
- ・本資料は、本説明会終了後、準備でき次第、区HPに掲載予定です。

資料内容

- 1 改修前後での主な変更点
- 2 施設基本情報
- 3 各部屋の概要
- 4 開設までのスケジュール
- 5 参考 近隣地域集会施設

1 改修前後での主な変更点

(1) 地区区民館 → 地域集会所へ

地域集会施設

地域の皆さんがお互いに交流し、自主的に活動できる場を提供することを目的として設置された施設

地区区民館

- ・施設貸出による地域交流、自主的活動の場の提供
- ・児童を対象とした事業(児童館事業)
- ・高齢者を対象とした事業(敬老館事業)

地域集会所

- ・施設貸出による地域交流、自主的活動の場の提供

「区職員がいない」、「児童館事業、敬老館事業を持たない」施設
学童クラブは単独施設として同建物内に継続設置

1 改修前後での主な変更点

(2) 会議室の増、トレーニング室の設置等

	貫井地区区民館	(仮称)貫井地域集会所
会議室	5 部屋	9 部屋(うち 1 部屋は畳の部屋)
トレーニング室	なし	新設
ストレッチ室	なし	新設
多目的室	なし	新設
レクルーム	1 部屋	廃止
和室	1 部屋	廃止(会議室の 1 部屋を畳部屋とする)
大広間	1 部屋	廃止

児童館事業、敬老館事業廃止に伴い、レクルーム、和室、大広間を廃止

なお、廃止する部屋で利用できていたカラオケや卓球は他の部屋での利用を案内予定

1 改修前後での主な変更点

(3) キャッシュレス決済対応券売機の導入

キャッシュレス決済機能付きの券売機を導入。

現金、キャッシュレスいずれの方法でも支払可能。

2 施設基本情報

(1) 利用できる方

練馬区内に在住・在勤・在学している方がいる
団体および個人

(2) 利用時間（準備・後片付けを含む）

ア 部屋利用（トレーニング室以外）

9：00～17：00（毎正時から1時間単位）

17：30～21：30（毎時30分から1時間単位）

17：00～17：30は、前後1時間以上を
含む利用であれば継続して利用可。

イ トレーニング室利用

9：00～21：30（1時間単位）

2 施設基本情報

(3) 開館時間

9 : 00 ~ 21 : 30

団体登録を行っていない場合の貸室予約申込の受付時間は、平日9 : 00 ~ 17 : 00 です。

(4) 使用料

部屋の種類や時間数によって使用料が異なります。(スライド10~11参照)

要件に当てはまる場合は、使用料が「免除」や「減額」になります。

2 施設基本情報

(5) 利用上の注意

- ・ 営利を目的とする利用はできません。
- ・ 不特定多数の方を集める利用者を限定しない利用はできません。
- ・ 車での来所は、ご遠慮ください。
- ・ 複数の部屋をまとめて一部屋として利用できる会議室の間は、パーティションで仕切られているため、利用の際に大きな音を出さないようご配慮をお願いします。また、隣室からの音漏れがあることをあらかじめご了承ください。

3 各部屋の概要（貸室）

部屋名	面積 (㎡)	定員 (人)	使用料 (円/時間)	用途等	備品
会議室 1	45.6	23	200	会議、カラオケ、卓球等 会議室 1 ～ 3 を 1 部屋として利用可。 カラオケ、卓球は会議室 1 ～ 3 まと めての利用のみ可(卓球台 3 台規模)。	机・椅子・ホワイト ボード(以下 「WB」という)・カ ラオケ・卓球台
会議室 2	56.1	24	200		
会議室 3	60.6	24	200		
会議室 4	40.5	24	200	会議、卓球等 会議室 4 ～ 5 を 1 部屋として利用可。 卓球は会議室 4 ～ 5 まとめた利用 のみ可(卓球台 2 台規模)。	机・椅子・WB・ 卓球台
会議室 5	53.9	30	200		
会議室 6	41.0	16	200	会議、体操等 畳部屋(土足禁止)	座卓・WB
会議室 7	39.6	18	100	会議、体操等 カーペット(土足禁止) 習字、水彩画等は不可	机・椅子・WB
会議室 8	39.6	18	100		
会議室 9	78.5	33	300	カラオケ、合唱、楽器演奏等	カラオケ
多目的室	100.8	30	400	卓球(卓球台 2 台規模)、会議等 (土足禁止)	机・椅子・WB・ 卓球台

会議室 3、4 にスクリーンあり。

3 各部屋の概要（トレーニング施設）

部屋名	使用料 (円 / 時間)	用途等	備品
ストレッチ室		集団指導事業実施 (土足禁止)	
トレーニング室	100	機器を使用したトレーニング(個人 利用) (土足禁止)	トレーニング機器

このほか、更衣室、ロッカーあり。

要件に当てはまる場合、使用料は表記の金額から減免となります。

4 開設までのスケジュール

(1) 開設予定日

令和 7 年 11 月 17 日（月）

(2) 各団体の貸室予約受付開始（11月利用分）

ア 地域登録団体

抽選受付：令和 7 年 7 月 1 日（火）午前 9 時

イ 登録団体

抽選受付：令和 7 年 8 月 1 日（金）午前 9 時

ウ その他（一般団体等または登録外でのご利用）

空き枠予約受付：令和 7 年 9 月 2 日（火）午前 9 時

抽選受付日程等の詳細は資料 2 のとおり。

5 参考 近隣地域集会施設

地区区民館

施設名	住所	電話番号	アクセス
富士見台地区区民館	富士見台3-10-1	3926-1091	西武池袋線 富士見台駅 徒歩10分
桜台地区区民館	桜台3-39-17	3993-5461	西武池袋線 桜台駅 徒歩15分 東京メトロ有楽町線 氷川台駅 徒歩10分
豊玉北地区区民館	豊玉北3-7-9	3948-3061	西武池袋線 桜台駅 徒歩15分 京王バス 豊玉中2丁目 徒歩5分
春日町南地区区民館	春日町5-20-25	3926-4971	都営大江戸線 練馬春日町駅 徒歩10分 国際興業バス・西武バス 農協前 徒歩7分
早宮地区区民館	早宮4-14-5	3994-7961	東京メトロ有楽町線 平和台駅 徒歩20分 都営大江戸線・西武豊島線 豊島園駅 徒歩18分
高松地区区民館	高松3-24-27	3999-7911	西武池袋線 練馬高野台駅 徒歩20分 西武バス 高松3丁目 徒歩3分 都営大江戸線 光が丘駅 徒歩15分

5 参考 近隣地域集会施設

地域集会所

施設名	住所	電話番号	アクセス
中村地域集会所	中村南2-23-12	3999-9560	西武池袋線 中村橋駅 徒歩15分 関東バス 中村八幡 徒歩5分 関東バス・京王バス 南蔵院 徒歩7分
向山地域集会所	向山4-21-12	3999-9696	西武池袋線 中村橋駅 徒歩15分 西武バス 中村橋駅入口 徒歩5分
桜台地域集会所	桜台1-22-9	3993-6699	西武有楽町線 新桜台駅 徒歩3分 西武池袋線 桜台駅・江古田駅 徒歩8分
豊玉地域集会所	豊玉中4-13-6	3991-7857	西武池袋線 練馬駅 徒歩10分
小竹地域集会所	小竹町1-63-2	3554-3100	西武池袋線 江古田駅 徒歩3分
春日町地域集会所	春日町5-30-1	3990-4680	都営大江戸線 練馬春日町駅 徒歩3分 国際興業バス・西武バス 練馬春日町駅 徒歩1分
旭丘地域集会所	旭丘1-58-10	3950-4842	西武池袋線 江古田駅 徒歩5分

【問合せ先】

地域振興課担当係(地域施設調整担当)

練馬区役所本庁舎 9 階

☎ 03-5984-1612(直通)

✉ CHIIKI@city.nerima.tokyo.jp

団体登録の受付および施設利用の手続について（（仮称）貫井地域集会所）**1 団体種別について**

地域集会施設での団体登録は、下表のように分けられます。いずれも、代表者が区内在住、在勤または在学かつ成人であること等の要件がございます。

団体種別	個別要件	住所要件	区 HP
地域登録団体	構成員が5名以上で、構成員の5割以上が右記住所要件在住、在勤または在学であること等の要件を満たす団体。	中村1～3、 中村南1～3、 中村北1～4、 向山1～4、 貫井1～5	
登録団体	構成員が5名以上で、構成員の5割以上が区内在住、在勤または在学であること等の要件を満たす団体。		
一般団体等	地域登録団体および登録団体以外で代表者等の要件を満たす団体。		

地域登録団体・登録団体は、使用料半額となるほか、抽選申込みが可能です。

2 団体登録の手続について

手続は、地域集会施設(地区区民館、地域集会所)への団体登録状況により異なります。

団体登録の手続が必要な場合、（仮称）貫井地域集会所の開設までの団体登録申請書類の提出先は、各地域集会施設・地域振興課（練馬区役所9階）となります。登録完了まで時間を要することから、地域振興課での手続がおすすめです。

地区区民館(旭町南を除く)・地域振興課の受付時間...平日9時～17時

旭町南地区区民館・地域集会所の受付時間...休館日を除く9時～17時

貫井地区区民館に団体登録している

各団体での手続は不要です。そのままご利用できます。

他の地域集会施設に団体登録している

そのままご利用できます。（仮称）貫井地域集会所の地域登録団体の住所要件に当てはまる場合は、下記お手続をしていただくことで4か月前からの抽選申込みができます。

現在登録している地域集会施設での団体解散手続(「解散届」の提出)

団体登録申請書類の提出(提出先: 各地域集会施設または地域振興課)

団体登録をしていない

団体登録申請書類を提出していただくことで登録手続を行うことができます。

3 施設利用の手続について

貸室の予約方法

(仮称)貫井地域集会所の開設までは、インターネット(練馬区地域集会施設予約システム)または地域振興課(練馬区役所9階。平日9時~17時)の窓口でお申込みください。開設までは例外的に地域振興課の電話でも予約を受け付けます。開設後はインターネットまたは施設の窓口で受付を行います。窓口でのお申込みの際は、必ず団体登録証をご提示ください。登録外でのご利用の場合、インターネットでのお申込みはできません。お申込みのタイミングは団体登録状況により異なります。

団体登録状況	申込種別	申込開始日時等	11月利用分の 申込開始日
地域登録団体	抽選	1回目 4か月前の初日9時~15日17時	1回目 7月1日(火)
		2回目 4か月前の16日9時~末日17時	2回目 7月16日(水)
	抽選期間 後の予約	3か月前の第一平日11時	8月1日(金)
登録団体	抽選	3か月前の初日9時~末日17時	8月1日(金)
	抽選期間 後の予約	2か月前の第一平日11時	9月1日(月)
その他	予約	2か月前の第二平日9時	9月2日(火)

抽選申込期間に申込み可能な回数は、利用予定月につき5回までです。また、抽選結果をインターネット以外で確認したい場合は、地域振興課までお問合せください。

抽選期間後の予約は先着順で受付します。これについて、地域登録団体および登録団体が利用予定日の属する月の2か月前の月の第一平日までに利用申請を行うことができる回数は、利用予定月につき5回を限度とします。利用予定日の属する月の2か月前の月の第二平日午前9時から、利用申請を行うことができる回数に制限はありません。

予約および予約取消しが行えるのは、インターネットでは利用予定日前日の午前8時まで、窓口では利用予定日前日の午後5時までです。この期日を過ぎた予約の使用料については、すでに納付されている場合は還付できないほか、未納の場合は利用しない場合でもお支払いいただくことになります。

トレーニング室の利用について

トレーニング室の個人利用について、事前予約はありません。ご利用当日に直接トレーニング室窓口までお越しください。

トレーニング室の利用には、あらかじめ利用登録が必要です。利用登録の方法については、区HPにより改めてご案内いたします。